

告 示

埼玉県告示第八百四十九号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

東松山市高坂駅東口第一地区土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成三十年七月三十日から平成三十一年三月二十二日まで